

北海道畜産物価格安定基金協会「肉用子牛生産維持・拡大推進事業」
 一問一答（平成29年7月31日現在）

1. 事業の目的について

1-(1)-Q 新規事業の目的は

A :肉用子牛生産をめぐる状況は、生産者の高齢化及び離農により生産基盤が弱体化し、今後の持続的な発展に支障を生じかねない状況にあります。当協会としては、肉用子牛生産者補給金制度の登録申込みをした子牛が事故等でとう汰されることなく健康に育てられることは、補給金交付の対象となる登録頭数の減少を防ぎ、肉用子牛生産者の経営の健全な発展に寄与するとともに、肥育素牛の安定供給により、肥育経営の安定にも貢献することから実施することにいたしました。

1-(2)-Q 道内の肉用子牛の事故率の現状はどうなっているのか。また、なぜ協会が事故率低減対策を実施するのか。

A :平成26年度の家畜改良センターのデータでは、死亡率は全国平均と比べると北海道は3品種とも高くなっており、冬の低温の影響が大きいものと考えられます。

○平成26年度死亡率(耳標装着後1ヶ月未満) (%)

	北海道	全国
黒毛和種	3.1	1.2
乳用種	4.2	3.4
交雑種	3.5	1.9

また、本協会の肉用子牛生産者補給金制度の登録申込みデータから見た6ヶ月齢未満の子牛の事故頭数は、平成27年度では登録申込み頭数の4.2%に当たる1万2,592頭で、仮に肥育素牛として販売された場合を仮定し27年度の平均売買価格で試算すると、全道で約39億円もの損失となります。

上記のことから、子牛の事故率低減に向けて取り組んでいくことが重要と考え実施することになりました。

2. 他の事業との関連について

2-(1)-Q ホクレン事業(酪農版・和牛版)や国の補助事業と重複する場合は助成対象となるのか。

A :本協会と「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結し事業実施期間に肉用子牛の登録申込みをする生産者であれば、他の事業と重複する場合も対象となります。この場合、事業費(助成対象物品の購入費用額)から他の事業による助成額を差し引いた生産者実負担額が対象となります。

2-(2)-Q ホクレンが実施する助成事業がある中で、協会の事業は生産者にどうメリットがあるのか。

A :ホクレン事業と協会事業を併用することで、生産者の負担額が軽減されるメリットがあります。

○事業費30万円の場合の試算例

	協会助成率90%・15万円の場合		
	ホクレンのみ	協会のみ	併用の場合
事業費(助成対象費用)	300,000	300,000	300,000
ホクレン助成額	150,000	0	150,000
協会助成額	0	150,000	135,000
生産者負担額	150,000	150,000	15,000

注1:助成内容

ホクレン ・事業費の50%または30万円のいずれか低い額を助成する。(事業実施期間中の1戸当たりの助成総額)

協会 ・事業費の90%または15万円のいずれか低い額を助成する。(同上)

・登録頭数100頭以上の生産者は、80%・30万円を選択できる。

注2:試算例における助成額の算出方法

ホクレンのみの場合 「事業費」×0.5(=15万円) < 30万円 ⇒助成額は15万円

協会のみの場合 「事業費」×0.9(=27万円) > 15万円 ⇒助成額は15万円

併用の場合

ホクレン:同上

協会:「事業費からホクレン助成額を除いた額(30万円-15万円)」

×0.9(=13.5万円) < 15万円 ⇒助成額は13.5万円

2-(3)-Q ホクレンの事業と重なり事務が煩雑となるが、少しでも事務の軽減を考えた事務処理方法になっているか。

A : 事業の参加申請と参加承認(各年度の助成額決定)は29年度に一括して行いますので、その後の変更がなければ、毎年実績をもとに請求書を取りまとめ提出していただくことで助成金が支払われます。また、変更の場合はFAX等で事前協議した内容で実績報告と併せて変更申請を行っていただくこととしているほか、検収については、ホクレン事業等と重複している物品については不要としています。

2-(4)-Q ホクレンの和牛版の事業との違いは。

A : 次のような点が異なっています。

	ホクレン事業	協会事業
対象生産者	JAを通じてホクレン肉牛市場に和牛肉用素牛を上場している生産者	肉用子牛生産者補給金制度を利用する生産者(品種は「和牛」のほか、「その他肉専用種」、「乳用種」、「交雑種」も対象)
対象となる経営形態	和牛繁殖経営	「繁殖」のほか、「一貫」、「哺育」なども対象
事業実施期間	平成29年、30年の2ヶ年	平成29年から31年の3ヶ年
助成額	事業費の50%または30万円のいずれか低い額。	事業費(助成対象費用)の90%又は15万円のいずれか低い額。 登録頭数が100頭以上の生産者は80%または30万円のいずれか低い額を選択できる。
対象物品	寒さ対策物品	寒さ対策物品の他、暑さ対策物品
助成に対する消費税	課税	不課税

2-(5)-Q 事業重複の確認方法は。

A : 自己申請ですので、事務委託先にて確認をお願いします。

3. 実施期間について

3-(1)-Q 実施期間が3年間の理由は。

A : 計画的な備品整備や参加機会を確保するために、肉用子牛生産者補給金制度の第6業務対象年間(H27~H31)の残りの3年間としました。

3-(2)-Q 助成回数について「年間1回、3年間で2回」とした理由は。

A : 事務の煩雑さをさけるために年1回としました。助成上限金額を有効に使っていただけることになると期待して3年間で2回としました。

3-(3)-Q 3年間終了後も継続するのか。

A : 事業期間終了後に、事業実績を踏まえて、改めて事業内容、継続の有無を検討することとしていますが、同程度の事業規模を確保することは難しいと考えています。

3-(4)-Q 3年間の実施期間の各年度ごとに、それぞれいつからいつまでに購入した物品が対象となるのか。また、参加申請前に購入した物品も対象か。

A : 平成29年度事業においては平成29年4月1日～平成29年12月31日までに購入(納品)したものが助成対象となります。参加申請前、参加承認(決定助成額の通知)前に購入した物品も対象となりますが、4月より前に購入したものは対象外です。

平成30年度及び31年度事業の購入対象期間は、1月1日から12月31日までに購入したものです。

3-(5)-Q 助成金はいつ支払われるのか

A : 平成29年度分は平成30年3月下旬を予定しています。

4. 事業対象者

4-(1)-Q 事業対象者は「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結し、実施期間中に肉用子牛を登録申込みする生産者とされているが具体的に教えて欲しい。

A : 平成29年度に一括して3年間のうち最大2回までの参加申請をしていただきます。

事業の対象者となり得る生産者は、当協会と「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結して、平成29年(1~12月)から31年(1~12月)の3年間に肉用子牛を登録申込み(生産者→事務

委託先)する生産者であり、登録申込みをした年の事業実施が可能となります。

したがって契約はしているが、登録申込みを31年度にする生産者は31年度の事業参加はできませんが、29年度、30年度の事業参加の対象にはなりません。29年度に事業参加申請する場合は、29年12月までに事務委託先への登録申込み事務が必要となりますので、十分ご留意願います。

また、29年度一括申請する際、3ヶ年の登録申込み計画頭数を記入していただきますが、肉用子牛生産のセーフティーネット機能の充実のためにも、従来実績以上の登録申込みをしていただきたく、お願いいたします。

4-(2)-Q 現在、肉用子牛生産者補給金制度を利用していないが、助成事業の対象となるのか。その場合、今後どのような手続きをすれば良いのか。

A : 現在利用していない方でも今後当協会と「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結し、子牛登録の申込みを行うことで事業対象者となります。

具体的には9月15日までに提出していただく、事業参加申請の関係書類と併せて、「肉用子牛生産者補給金交付契約申込書」を事務委託先を通じて提出して下さい。

また、29年度に事業の実施を希望する場合は、29年12月31日までに子牛の個体登録申込書を事務委託先に提出して下さい。

4-(3)-Q 期中で法人へ経営継承した場合、助成してもらえるのか。

A : 個人から法人成りで経営継承した場合は、通常の補給金契約に係る名義変更手続きをしていただければよろしいです。

4-(4)-Q 農協出資の農場や哺育センターは助成対象者となれるのか。

A : 本協会と「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結し、肉用子牛を登録申込みしていれば対象となります。

4-(5)-Q 登録頭数100頭以上の生産者は助成上限額30万円(助成割合80%)の選択ができるが、基準となる登録頭数はどう判断するのか。

A : 平成27年あるいは、28年(いずれも1月から12月)の登録頭数が、どちらかの年で概ね100頭以上の実績がある場合とします。なお、「概ね」とは80%を基準と考えておりますので、事前にご相談願います。

4-(6)-Q 平成30年、31年となると物品の購入予定がたたない生産者もいるが、とりあえず15万円で申請しても良いか。

A : 全体の財源が限られており、計画的に飼養管理を改善しようとする生産者に限ります。

5. 助成対象物品

5-(1)-Q 助成対象物品の範囲は

A : 事業目的に合致する物品として、事業実施要領の(別表1)のア「分娩事故低減」イ「衛生管理」ウ「ストレス解消」エ「その他関連器具・機材」のいずれかに該当する物品が助成対象です。なお、複数の分類の物品を組み合わせることも可能です(暑さ対策物品も含まれます)。

分類	対象物品
ア 分娩事故低減	分娩監視カメラ、分娩監視システム
イ 衛生管理	噴煙器、噴霧器、換気送風機、床置き首振りファン 牛舎用扇風機、カーフハッチ
ウ ストレス解消	赤外線ヒーター、カーフウォーマー、(ヒーター付子牛加温装置) 哺育牛用電熱水槽、カーフジャケット、断熱シート、遮光ネット 哺育用電熱マット
エ その他	連動スタンション

5-(2)-Q 要領別表で対象物品とされたもの以外は、助成対象とならないか。また、対象となる場合の基準は。

A : 物品名、用途などを確認させていただき、事業目的に合致すると協会が判断した場合は助成対象とします。この場合、写真やパンフレットなどの送付が必要となります。

5-(3)-Q 本事業の助成対象購入費用の考え方は。

A : 本事業助成対象物品の購入にあたり、生産者が実質的に負担する費用であり、以下のとおりです。

「購入費用」＝「物品代」＋「諸経費(送料・備え付け工事費・手数料等)」となります。

- 5-(4)-Q 対象となる費用には備え付け工事費用(資材、役務費用)及び付帯工事(電気、水道等工事)は入るのか。
A : 備え付け工事費用は明細が明記されている請求書、納品書があればよろしいです。ただし、付帯工事(電気工事業者や水道業者が行う付帯工事)は対象外です。
- 5-(5)-Q 他の助成事業で対象外であった当該物品に係る諸経費を助成対象にして良いのか(消費税、付帯工事費用など)。
A : 備え付け工事費用は対象となりますが、付帯工事、消費税は助成対象にはなりません。
- 5-(6)-Q 購入時の消費税は助成対象か。
A : 対象外です。
- 5-(7)-Q 消耗品とは具体的にどんな物をいうのか。
A : 飼料、敷料、ワクチン、消毒薬等です。
- 5-(8)-Q 材料を購入して施設等を自作する場合(例:カーフハッチ等)、助成の対象となるのか。
A : 材料を購入して自作で組み立てる場合は、材料名、数量、単価等が記載されている領収書と組み立て前の材料の写真及び組み立て後の写真を実績報告書に添付していただき、本協会に判断させていただきますので、事前にご相談願います。
- 5-(9)-Q 一般家電製品や汎用性のある物品(例:ドライヤー等)も助成対象になるのか。
A : 明らかに目的外と判断される物品(ドライヤー)は対象外です。万が一要件を満たさない事が疑われる場合は、必要に応じて使用実態の確認を求めるとともに、要件を満たさない場合は助成金返還の対象となります。
- 5-(10)-Q 購入数量に上限はあるのか。
A : 基本的に数量制限はありません。経営規模に対する適正数量を明らかに超えている場合は、使用実態の確認を求めます。
- 5-(11)-Q 個人からの購入や中古物品は助成対象になるのか。
A : 購入の事実や性能の客観的判断が難しいので、原則対象外ですが、特別な事情(離農生産者の資材引受等)があり、事務委託先が購入事実及び使用に耐え得る性能の確認ができ、必要な証憑書類があれば事前に相談して下さい。

6. 助成方法

- 6-(1)-Q 事業予算規模はいくらか。
A : 概ね1億5千万円程度を予定しています。
- 6-(2)-Q 助成額を15万円(30万円)とした理由は。
A : 肉用子牛生産者補給金制度における登録申込み者数(平成28年度実績1,500戸程度)の60%程度が参加すると想定して設定しました。
- 6-(3)-Q 助成対象物品の購入費用に対する助成額の考え方は。
A : 「購入費用に90%を乗じた額か15万円のいずれか低い額」となります。なお、登録頭数100頭以上の生産者は「購入費用の80%または30万円のいずれか低い額」を選択できます。
- 6-(4)-Q 助成総額が予算額を大幅に超える場合、一律助成額を削減する場合があるとされているが、具体的にはどのようにするのか。
A : 3年間分の生産者の皆さんの申請額合計を集計して、予算額を大幅に超える場合は事業予算の範囲内に収まるように、減額率を定めて助成申請額を減額させていただきます。
この場合、助成回数が2回の場合は、同率で減額した決定助成額を通知しますが、年度別の物品購入の都合などで年度間の助成額を調整したい場合は、事務委託先を通じて申し出ていただければ、事前協議をさせていただきます。

6-(5)-Q 参加申請の総額が事業予算額に満たない場合は、実施要領6の(1)のイを選択した生産者のうち登録頭数500頭以上の生産者については、助成額を上限60万円までの範囲で引き上げるとされているが、具体的にはどのようにするのか。

A : 提出された参加申請書の3年間の申請金額を集計した結果、予算に余裕があれば登録頭数が500頭以上の生産者につきまして60万円を上限に引上げを検討し、決定助成額を通知します。この場合の決定助成額は様式1号の2の別紙に記入していただく「参加者負担額」合計の80%又は引上げ後の金額のいずれか低い額となりますので、様式1号の2の別紙の記載につきましてはご留意のうえ提出願います。(ただし、当初の申請額は30万円を上限に申請して下さい。)
また、助成回数が2回の場合は同率で増額した決定助成額を通知しますが、年度間の助成額を調整したい場合は、事務委託先を通じて申し出ていただき事前協議させていただきます。

6-(6)-Q 通知される助成額はどのように決定するのか。

A : 申請助成額と物品を精査して決定しますので、十分な協議、検討のうえ参加申請をお願いします。

6-(7)-Q 事業実施要領の5の「購入費用額2千円未満」とは単価をいうのか。一回の購入金額をいうのか。

A : いいえ違います。購入期間(たとえば、平成29年度でいえば4月1日から12月31日まで)における、購入費用額合計となります。

6-(8)-Q 助成額は円単位で支給されるのか。

A : 助成額については、千円単位で支給いたします。(千円未満は切り捨てです)

7. 実施手続き

7-(1)-Q 毎年度、参加申請書を提出するのか。

A : 平成29年度1回を基本とします。

7-(2)-Q 助成額決定後に申請時の内容に変更(助成額、物品、回数、事業中止など)がある場合どのような手続きをするのか。

A : 助成総額の増額変更は認められません。
様式1号の2及び様式1号の2の別紙に記載した内容に変更がある場合は、事務委託先経由で申し出ていただき、事前協議のうえ承認事項について実績報告時に、変更申請をしていただきます。ただし、当初計画に基づき各年度の予算配分をして助成額を決定しますので、予算の関係上認められない場合もあります。

7-(3)-Q 助成額決定後に助成総額が増加しない場合は変更は認められるとのことですが、軽微な変更も事前協議をする必要があるか。

A : 物品名が変わらず、当初予定より購入数量を減らしたり、安価なものに変更して、決定額より請求額が下回り、かつ次年度以降の決定内容に変更がない場合は事務委託先で精査のうえ、協会に事前協議なく請求書を提出してかまいません。

7-(4)-Q 助成金はどのように支払われますか。

A : 事務委託先を通じてお支払いしますが、直接生産者に支払いできない事務委託先については、別途協議させていただきます。

7-(5)-Q 平成29年度にやむを得ない事情がありこの事業を申込みなかった生産者や新規就農者はどのように対応するのか。

A : 災害や病気・けがなどにより平成29年度に申請できなかった生産者や新規就農者については、事務委託先を通じて事前相談をお願いします。

7-(6)-Q 協会から助成額決定通知書が出れば、申請額は必ず受け取れるのか。

A : いいえ。本事業では、実績報告時の請求書及び納品書等で事業要件を満たす事が確認できた費用に対し、助成金をお支払いします(助成額支払通知書をお送りします。)。事業要件が確認出来ない場合は助成金を受けられない事もありますので、ご注意下さい。

8. その他

8-(1)-Q 事務委託先(農協等)で一括機器・機材類を仕入れて各生産者へ請求する場合、証憑書類として生産者あての請求書・納品書ではなく、農協等宛てのもので代用できるのか、その場合の留意事項は。

A :代用できます。ただし生産者毎の購入物品、数量、金額が確認できる必要があるため、事務委託先にて、助成対象費用一覧表等(参加者の実負担額が明記されたもの)を別途作成し、添付願います。

8-(2)-Q この事業に対して、国や道からの助成(補助)があるのか。

A :本協会の独自事業であり、国や道からの助成(補助)はありませんが、本事業は公益目的事業として認定されており、協会に対して北海道の検査がありますので、不正申請や不正行為のないようお願いします。

8-(3)-Q 助成対象の購入物品について検収は必要か。

A :本協会事業のみで購入した対象物品がある場合は、当該物品について事務委託先にて現地確認を行って、関係書類を含めて事業要件を満たしている事を確認し、確認した日を検収日として「助成金請求書兼変更申請一覧表」(様式3号の1)の検収月日欄に記入し、欄外に検収者氏名を記載・押印のうえ提出願います。ただし、ホクレン事業や国の事業等で検収を行っている物品については必要ありません。